

財産の無償貸付けについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求めるものである。

財産の無償貸付けについて

下記のとおり財産を無償で貸し付ける。

記

1 無償貸付けをする財産

- (1) 種類 土地及び建物
- (2) 所在 東京都国立市富士見台2丁目38番地の12
- (3) 面積 土地 331.17平方メートル
建物 112.78平方メートル

2 無償貸付けの目的

市が遺贈を受けた富士見台2丁目の土地及び建物において、「老人福祉に役立ててほしい」との遺贈者の希望により、高齢者を含む地域住民の誰もが気軽に立ち寄ることができる「居場所づくり事業」を展開するため、運営を行う住民主体の団体に対して当該土地及び建物を貸し付ける。

3 無償貸付けの期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

4 無償貸付けの条件

貸し付ける土地及び建物は、「居場所づくり事業」の実施のために使用するものとし、他の目的に供してはならない。

5 無償貸付けの相手方

東京都国立市内

ひらやの里

代表 大井利雄